

山梨学院短期大学学則

(昭和 26 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 山梨学院短期大学（以下「本学」という。）は、法令に従い、食物栄養学及び保育学の理論とその応用とを教授研究し、豊かで創造的な人間性と実践力のある専門性を有する人間を育成することを目的とする。食物栄養科においては、食と栄養・食文化に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。保育科においては、児童福祉・幼児教育・初等教育に関わる専門的な知識・技能・実践力を備えた人材を育成し、地域社会に貢献することを目的とする。

(位置)

第 1 条の 2 本学の位置は山梨県甲府市酒折二丁目 4 番 5 号とする。

(自己評価等)

第 1 条の 3 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

第 2 章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第 2 条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
食物栄養科	70 人※	140 人
保 育 科	110 人	220 人

※栄養士コース 50 人 パティシエコース 20 人

2 学科のクラス数は次のとおりとする。

学 科	コース	1 学年	2 学年	計
食物栄養科	栄養士コース	2	2	4
	パティシエコース	1	1	2
保 育 科		3	3	6

(修業年限及び在学年限)

第 3 条 本学の修業年限は 2 年とする。

2 学生は 4 年を超えて在学することはできない。

3 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。後期入学生の学年は9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 6月3日
 - (4) 春季休業日 3月16日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業日 8月1日から9月20日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項に定める休業日に学外実習等を実施することがある。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

- 2 前項の規定にかかわらず教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

（入学の出願）

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

2 入学検定料は別表Ⅱのとおりとする。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続き及び入学許可）

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、入学手続き書類を提出するとともに入学金及び授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第12条の2 入学を許可された者は、所定の期日までに本短期大学が定める方法により、保証人及びその連絡先を届け出なければならない。

2 保証人は、原則として父母又は親族若しくは身元確実にして一家計を立てている者とする。

3 保証人は学生の在学中、本人に関する一切の事件及び本人に起因する債務等について、連帯の責任を負わなければならない。

（再入学、転入学）

第13条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

（退学及び転学）

第14条 退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 他の大学に転学しようとする者は、保証人連署の上願い出て、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第15条 疾病その他やむを得ない事情により3か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由を具し、保証人連署の上願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のために修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別な事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

- 3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者。
- (2) 第16条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者。
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- (4) 長期間にわたり行方不明の者。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 授業科目は、一般基礎教育科目及び専門教育科目とする。

- 2 前項に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。

- 3 授業科目の種類、単位数等は別表Ⅰのとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第21条の2 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第21条の3 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第21条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第21条の2並びに前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第22条 学修の評価は④、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第23条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表Iに定めるところにより、一般基礎教育科目については、教養から8単位以上、外国語1単位以上、合計9単位以上及び専門教育科目の必修を含め40単位以上総計62単位以上を、各科の定める履修規程に基づいて修得しなければならない。

(卒業)

第24条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。ただし、在学期間が2年を超える者、又は第8条第2項の規定に基づき学期の区分に従い入学した者が、卒業に必要な単位を前期に修得した場合には、教授会の議を経て学長が前期の卒業を認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第24条の2 第24条により卒業した者は、本学学位規程の定めるところにより短期大
学士の学位を授与する。

(資格及び免許状の取得)

第25条 本学において取得できる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	資格及び免許状の種類
食物栄養科	栄養士資格 製菓衛生師受験資格
保 育 科	保育士資格 小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

第26条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、教
育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位数を修得しなければならない。
い。

第27条 栄養士資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、栄養士
法及び同法施行規則に基づく食物栄養科所定の科目及び単位数を修得しなければならない。
い。

2 製菓衛生師受験資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、製菓
衛生師法及び同法施行規則に基づく食物栄養科所定の科目及び単位数を修得しなければ
ならない。

第28条 保育士資格を取得しようとする者は、第23条の規定によるもののほか、児童福
祉法及び同法施行規則に基づく保育科所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

第7章 学費等

(学費等)

第29条 本学の学費及び入学検定料は別表Ⅱのとおりとする。

(学費の納入)

第30条 学費の納入は学年の始めに全額一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学
費については別表Ⅱのとおり2期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情が
あると認められる者は、延納を認めることがある。

2 在学期間が2年を超える者の学費は、別表Ⅱに基づき2期に分けて徴収する。

(退学及び停学の場合の授業料)

第31条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第32条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月から復学した前月ま
での授業料を免除する。

(復学の場合の授業料)

第33条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を復
学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第34条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する月までの授業料を納付するものとする。

(納入した学費等)

第35条 一旦納入した学費又は入学検定料は原則として返還しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第36条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

第36条の2 学長は、学長候補者選考委員会の推薦を受けて理事会において選任する。副学長は、理事会において任命する。副学長の任命及び任期については別に定める。

第36条の3 学長の任期は4年とする。ただし、重任を妨げない。

第36条の4 本学に学長を補佐する者として学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は学長が指名する。

第36条の5 学科長は、理事会において任命する。学科長の任命及び任期については別に定める。

第36条の6 本学は、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教職員の適切な役割分担と、協働及び組織的な連携体制を確保する。

第9章 教授会

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うにあたり審議および意見を述べるものとする。

(教授会の構成)

第38条 教授会は学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の教職員を加えることができる。

(その他)

第39条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生・特別聴講学生・長期履修学生・聴講生・特別の課程・公開講座・外国人留学生

(科目等履修生)

第40条 本学において特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の授業に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第21条及び第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第40条の2 単位互換協定のある大学又は短期大学の学生で、本学において一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限る、選考のうえ特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生は年度毎に許可する。

3 特別聴講学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(長期履修学生)

第40条の3 本学において、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、学修意欲、学修計画等を総合的に判断のうえ、長期履修学生として修業年限を超えた計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(聴講生)

第40条の4 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、各学科の教育に支障のない場合に限る、選考のうえ聴講生として許可することがある。

2 聴講生は年度毎に許可する。

3 聴講生については、別に定めるところを除き、本学則を準用する。

(特別の課程)

第40条の5 本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第40条の6 本学において、地域住民の生涯学習と地域社会の文化振興のために、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第41条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、本学則を準用する。

第11章 賞罰

(賞罰)

第42条 学生に対する表彰、及び退学、停学、訓告の処分の手続きは、学長が定める。

(罰則)

第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。

第12章 専攻科

(専攻科)

第44条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科の名称及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
専攻科保育専攻	25人	50人

3 専攻科の修業年限は2年とする。

4 学生は4年を超えて在学することはできない。

5 第44条第3項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に授業を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として在学を認めることができる。

(専攻科の入学資格)

第45条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者。
- (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者。
- (3) その他本学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(専攻科の教育課程)

第46条 本学の専攻科において開設する授業科目の種類、単位数等は別表Iのとおりとする。

(専攻科の修了等)

第47条 本学の専攻科を修了するためには、学生は2年以上在学し、別表Iに定めるところにより、64単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(免許状の取得)

第47条の2 本学の専攻科において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

専攻	免許状の種類
専攻科保育専攻	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

第47条の3 第47条の2に定める教育職員免許状を取得しようとする者は、取得希望とする免許状に係る2種免許状の最低修得単位を修得し、かつ、学士の学位を有するとともに、第47条第1項の規定によるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位数を修得しなければならない。

(専攻科の学費等)

第48条 専攻科の学費及び入学検定料は別表Ⅱのとおりとする。

2 学費の納入は入学時に全額一括納入を原則とするが、入学金を除く他の学費については別表Ⅱのとおり2期に分けて納入することができる。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(その他)

第49条 本学の専攻科に関し本章に定めのない事項については、本学則を準用する。

第13章 学則の変更

(学則の変更)

第50条 この学則の変更は教授会の議を経て、理事会の過半数の同意を得なければならない。

附 則

この学則は、昭和26年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 今回の授業料の改正については、平成7年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する教育課程の改正規定並びに第29条及び第48条第1項に規定する学費等の改正規定は、平成8年度入学生から適用し、平成7年度以前に入学した者の教育課程及び学費については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は全学年に適用する。
- 3 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成9年度入学生から適用し、平成8年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第23条に規定する改正規定は平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は全学年に適用する。
ただし、卒業要件単位数及び「基礎演習」については平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成10年度入学生から適用し、平成9年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は全学年に適用する。
ただし平成9年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成11年度入学生から適用し、平成10年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は全学年に適用する。
- 3 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成12年度入学生から適用し、平成11年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は全学年に適用する。
- 3 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成13年度入学生から適用し、平成12年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は、平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成14年度入学生から適用し、平成13年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成15年4月1日から施行する。
- 2 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成15年度入学生から適用し、平成14年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
- 2 第29条及び第48条第1項に規定する別表Ⅱの学費等の改正規定は平成16年度入学生から適用し、平成15年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成19年6月1日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は平成22年4月1日から施行する。

2 第19条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、一部の新設科目等については教育上支障のない場合に限り、別に定める経過措置に基づき平成21年度以前に入学した者に適用することができる。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第25条に規定する資格及び免許状の取得に関する改正規定は、平成28年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第29条、第48条第1項に規定する学費等の改正規定は平成29年度入学生から適用し、平成28年度以前に入学した者の学費等については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第19条及び第46条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は、平成31年度入学生から適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 第19条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は、2021年度入学生から適用し、2020年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、一般基礎教育科目における新設科目については、教育効果に鑑み、2020年度以前に入学した者に適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 第19条に規定する別表Ⅰの教育課程の改正規定は、2022年度入学生から適用し、2021年度以前に入学した者については、なお従前の例による。ただし、一般基礎教育科目における新設科目については、教育効果に鑑み、2021年度以前に入学した者に適用することができる。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2025年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2026年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（第19条、第46条関係：教育課程表）

【食物栄養科】

（一般基礎教育科目）

区分		授業科目	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教養	人文・社会科学系分野	文学	講義		2	教養より8単位以上修得すること	
		日本語表現	講義		2		
		児童文化・文学論	講義		2		
		法学（日本国憲法）	講義		2		
		経済学	講義		2		
		国際政治と子どもたち	講義		2		
		異文化コミュニケーション	講義		2		
		現代文化論	講義		2		
		新礼法	講義		2		
		知的生活の探求	講義		2		
	芸術・健康科学系分野	絵画との対話	講義		2		
		西洋音楽の世界	講義		2		
		演劇入門	講義		2		
		無意識の世界	講義		2		
		こころの科学	講義		2		
		環境と健康	講義		2		
		食生活学	講義		2		
		ライフスタイルと健康	講義		2		
		コミュニケーションデザイン	講義		2		
	情報・自然科学系分野	暮らしと情報	講義		2		
		情報科学	講義		2		
		人間と教育	講義		2		
		山梨の自然	講義		2		
		生命科学	講義		2		
		生命・地球科学入門	講義		2		
		生物科学	講義		2		
		暮らしの中の生物学	講義		2		
		海の生物学	講義		2		
		クスリの生物学	講義		2		
		フード・サイエンスと健康	講義		2		
外国語		英語A	演習		1	外国語より1単位以上修得すること	
		英語B	演習		1		
		英語C	演習		1		
		英語D	演習		1		
		英会話A	演習		1		
		英会話B	演習		1		
		フランス語A	演習		1		
		フランス語B	演習		1		
		中国語A	演習		2		
		中国語B	演習		2		

区分	授業科目	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
			必修	選択		
保健体育	体育理論	講義		1		
	体育実技A	実技		1		
	体育実技B	実技		1		
	体育実技C	実技		1		
	体育実技D	実技		1		
	体育実技E	実技		1		
合計				7 8	9	

(専門教育科目)

<栄養士コース>

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
社会生活と健康	社会生活と健康	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
	公衆衛生学総論	1	講義		2		
人体の構造と機能	人体の構造と機能	1	講義		2		
	栄養生理学	1	講義		2		
	栄養生理学実験	1	実験		1		
	運動生理学	2	講義		2		
	生化学	2	講義		2		
	生化学実験	2	実験		1		
食 品 と 衛 生	食品学総論	1	講義	2			
	食品学実験	1	実験		1		
	食品学各論(食品加工学を含む。)	1	講義		2		
	食品衛生学総論	1	講義	2			
	食品衛生学実験	2	実験		1		
栄 養 と 健 康	栄養学総論	1	講義	2			
	栄養学各論	1	講義		2		
	栄養学各論実習	2	実習		1		
	臨床栄養学総論	1	講義		2		
	臨床栄養学各論	2	講義		2		
	臨床栄養学実習	2	実習		1		
栄 養 の 指 導	栄養指導論	1	講義		2		
	栄養指導実習	2	実習		1		
	栄養教育論	2	講義		2		
	公衆栄養学	2	講義		2		

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
給食の運営	調理学	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
	食事設計実習	1	実習		1		
	調理の基本Ⅰ	1	実習	1			
	調理の基本Ⅱ	1	実習		1		
	応用調理実習Ⅰ	2	実習		1		
	応用調理実習Ⅱ	2	実習		1		
	給食運営論	1	講義		2		
	給食運営実習Ⅰ	1	実習		1		
	給食運営実習Ⅱ	2	実習		1		
	給食運営実習Ⅲ	1	実習		1		
基礎科目	給食運営実習Ⅳ	2	実習		1		
	食の科学	1	講義		2		
	情報処理演習	1	演習		2		
発展科目	栄養と統計	2	講義		2		
	栄養士特講Ⅰ	2	講義		1		
	栄養士特講Ⅱ	2	講義		1		
	食品加工学実習	2	実習		1		
	合計			7	54	40	

＜パティシエコース＞

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
衛生法規	衛生法規	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
公衆衛生学	公衆衛生学総論	1	講義		2		
	公衆衛生学各論	2	講義		2		
食品学	食品学総論	1	講義	2			
	食品学各論	1	講義		2		
食品衛生学	食品衛生学総論	1	講義	2			
	食品衛生学各論Ⅰ	1	講義		2		
	食品衛生学各論Ⅱ	2	講義		2		
	食品衛生学実験	2	実験		1		
栄養学	栄養学総論	1	講義	2			
	栄養学各論	1	講義		2		
社会	社会	2	講義		2		

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
製菓理論	製菓理論Ⅰ(洋菓子)	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	
	製菓理論Ⅱ(製パン)	1	講義		2		
	製菓理論Ⅲ(和菓子)	1	講義		2		
	製菓専門理論	1	講義		2		
製菓実習	製菓基礎実習Ⅰ(洋菓子)	1	実習		1		
	製菓基礎実習Ⅱ(製パン)	1	実習		1		
	製菓基礎実習Ⅲ(和菓子)	1	実習		1		
	製菓専門実習Ⅰ(洋菓子)	1	実習		1		
	製菓専門実習Ⅱ(製パン)	2	実習		2		
	製菓専門実習Ⅲ(和菓子)	1	実習		2		
	製菓専門実習Ⅳ(洋菓子)	2	実習		1		
	製菓特別実習Ⅰ	1	実習		1		
基礎科目	情報処理演習	1	演習		2		
	調理の基本Ⅰ	1	実習	1			
発展科目	製菓衛生師特講Ⅰ	2	講義		1		
	製菓衛生師特講Ⅱ	2	講義		1		
	スイーツショップ実習	2	実習		1		
	製菓特別実習Ⅱ	2	実習		1		
合計				7	41	40	

〔共通専門科目〕

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
学 際	保育学	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて 40単位以上修得すること	
	家政学	1	講義		2		
	情報処理演習Ⅱ	1	演習		2		
	食文化論	1	講義		2		
	ホテルサービスⅠ	2	講義		1		
	ホテルサービスⅡ	2	講義		1		
	ビバレッジⅠ	2	講義		1		
	ビバレッジⅡ	2	演習		1		
	レストランサービスⅠ	1	講義		1		
	レストランサービスⅡ	1	演習		2		
	レストランサービスⅢ(インターンシップ)	2	実習		1		
	レストランサービスⅣ	2	演習		1		
	スイーツマイスターⅠ	2	講義		1		
	スイーツマイスターⅡ	2	演習		1		
	スイーツマイスターⅢ	2	実習		1		
卒 業 要 件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1	演習	1			
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	2	演習	1			
	基礎演習	1	演習	1			
	卒業演習Ⅰ	1	演習	1			
	卒業演習Ⅱ	2	演習	2			
合計				6	20	40	

別表Ⅰ（第19条、第46条関係：教育課程表）

【保育科】

（一般基礎教育科目）

区分		授業科目	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教養	人文・社会科学系分野	文学	講義		2	教養より8単位以上修得すること	
		日本語表現	講義		2		
		児童文化・文学論	講義		2		
		法学（日本国憲法）	講義		2		教職必修
		経済学	講義		2		
		国際政治と子どもたち	講義		2		
		異文化コミュニケーション	講義		2		
		現代文化論	講義		2		
		新礼法	講義		2		
		知的生活の探求	講義		2		
	芸術・健康科学系分野	絵画との対話	講義		2		
		西洋音楽の世界	講義		2		
		演劇入門	講義		2		
		無意識の世界	講義		2		
		こころの科学	講義		2		
		環境と健康	講義		2		
		食生活学	講義		2		
		ライフスタイルと健康	講義		2		
		コミュニケーションデザイン	講義		2		
	情報・自然科学系分野	暮らしと情報	講義		2		
		情報科学	講義		2		
		人間と教育	講義		2		
		山梨の自然	講義		2		
		生命科学	講義		2		
		生命・地球科学入門	講義		2		
		生物科学	講義		2		
		暮らしの中の生物学	講義		2		
		海の生物学	講義		2		
		クスリの生物学	講義		2		
		フード・サイエンスと健康	講義		2		
外国語		英語A	演習		1	外国語より1単位以上修得すること	教職は2単位を選択必修
		英語B	演習		1		
		英語C	演習		1		
		英語D	演習		1		
		英会話A	演習		1		
		英会話B	演習		1		
		フランス語A	演習		1		
		フランス語B	演習		1		
		中国語A	演習		2		
		中国語B	演習		2		

区分	授業科目	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
			必修	選択		
保健体育	体育理論	講義		1		教職必修
	体育実技A	実技		1		教職は1単位を選択必修
	体育実技B	実技		1		
	体育実技C	実技		1		
	体育実技D	実技		1		
	体育実技E	実技		1		
合計				7 8	9	

(専門教育科目)

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教 職 の 意 義	教育職論	2	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	教職必修 (小)
	保育職論	2	講義		2		教職必修 (幼)
教育・福祉の 基礎理論	教育原理	1	講義	2			教職必修
	社会福祉	1	講義		2		
	子ども家庭福祉	1	講義	2			
	保育原理	1	講義		2		
	社会的養護Ⅰ	1	講義		2		
	地域福祉	2	講義		2		
	発達心理学Ⅰ	1	講義	2			教職必修
	発達心理学Ⅱ	1	演習		1		教職必修
	臨床心理学	2	演習		2		
	特別支援教育論	2	講義		2		教職必修 (小)
	地域学校経営論	1	講義		1		教職選択

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教育・保育の 計画・指導法	教育課程論	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて40単位以上修得すること	教職必修 (小)
	保育課程論	1	講義		2		教職必修 (幼)
	国語科教育法	2	講義		2		教職選択 (小)
	社会科教育法	1	講義		2		教職選択 (小)
	算数科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	理科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	生活科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	音楽科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	図画工作科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	家庭科教育法	2	講義		2		教職必修 (小)
	体育科教育法	2	講義		2		教職選択 (小)
	外国語科教育法	2	講義		1		教職必修 (小)
	保育内容総論	1	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 健康	1	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 人間関係	1	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 環境	1	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 言葉	1	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 表現	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容 音楽表現	2	演習		1		教職選択必修 (幼)
	保育内容 造形表現	2	演習		1		教職選択必修 (幼)
	保育内容 身体表現	2	演習		1		教職選択必修 (幼)
	保育内容 表現活動	2	演習		1		教職選択必修 (幼)
	社会的養護Ⅱ	2	演習		1		
	インクルーシブ保育Ⅰ	2	演習		1		教職必修 (幼)
	インクルーシブ保育Ⅱ	2	演習		1		教職必修 (幼)
	乳児保育Ⅰ	1	講義		2		
	乳児保育Ⅱ	2	演習		1		
	道德教育の理論と方法	2	講義		1		教職必修 (小)
	総合的な学習の時間の理論と方法	2	講義		1		教職必修 (小)
	特別活動の理論と方法	2	講義		1		教職必修 (小)
	教育方法論(小学校)	2	講義		1		教職必修 (小)
	ICT 活用の理論と方法	2	講義		1		教職必修 (小)
	教育方法論(幼稚園)	2	講義		1		教職必修 (幼)
	子どもの保健	1	講義		2		
	子どもの健康と安全	2	演習		1		
	子どもの食と栄養	2	演習		2		
教職実践演習	教職実践演習(幼・小)	2	演習		2		教職必修
教育・福祉の 相談・援助	生徒指導・キャリア教育論	2	講義		2		教職必修 (小)
	子どもの理解と援助	2	演習		1		教職必修 (幼)
	教育相談の基礎	2	講義		2		教職必修
	子ども家庭支援論	2	講義		2		
	子ども家庭支援の心理学	1	講義		2		
	子育て支援演習	2	演習		1		教職選択
	子育て支援の理論と方法	2	演習		1		
	在宅保育	2	講義		2		

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教科・ 基礎技能	国語	1	講義		2	専門教育科目より必修を含めて 40単位以上修得すること	教職必修(小)
	書写	2	演習		1		教職必修(小)
	社会	1	講義		2		教職選択(小)
	算数	1	講義		2		教職必修(小)
	理科	1	講義		2		教職選択(小)
	生活	1	講義		2		教職選択(小)
	音楽Ⅰ	1	演習		1		教職必修
	音楽Ⅱ	1	演習		1		教職必修
	音楽ⅢA	2	演習		1		教職選択
	音楽ⅢB	2	演習		1		教職選択
	図画工作	1	演習		1		教職必修(幼)
	図画工作Ⅱ	1	演習		1		教職選択
	家庭	1	演習		2		教職選択(小)
	体育	1	演習		1		教職必修(小)
	外国語(教職)	1	講義		1		教職必修(小)
	子どもと健康	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと人間関係	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと環境	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと言葉	1	演習		1		教職必修(幼)
	子どもと表現	1	演習		1		教職必修(幼)
学 際	情報処理演習	1	演習		2		教職必修
	情報処理演習Ⅱ	1	演習		2		
実 習	小学校教育実習指導	2	講義		1		教職必修(小)
	小学校教育実習Ⅰ	2	実習		2		
	小学校教育実習Ⅱ	2	実習		2		
	幼稚園教育実習指導	1	講義		1		教職必修(幼)
	幼稚園教育実習Ⅰ	1	実習		1		
	幼稚園教育実習Ⅱ	2	実習		3		
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	演習		1		
	保育実習Ⅰ(保育所)	1	実習		2		
	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	演習		1		
	保育実習Ⅰ(施設)	2	実習		2		
	保育実習指導Ⅱ(保育所)	2	演習		1		
	保育実習Ⅱ(保育所)	2	実習		2		
	保育実習指導Ⅲ(施設)	2	演習		1		
	保育実習Ⅲ(施設)	2	実習		2		
卒業要件	社会人基礎力育成講座Ⅰ	1	演習	1			
	社会人基礎力育成講座Ⅱ	2	演習	1			
	基礎演習	1	演習	1			
	卒業演習Ⅰ	1	演習	1			
	卒業演習Ⅱ	2	演習	2			
合計				12	135	40	

【専攻科 保育専攻】

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
教育・福祉の 基礎理論	教育哲学	2	講義		2	16	教職必修
	教育学特論	2	講義	2			教職必修 (小)
	社会福祉特論	2	講義	2			
	保育学特論	1	講義	2			教職必修 (幼)
	発達心理学特論Ⅰ	1	講義		2		教職必修 (幼)
	発達心理学特論Ⅱ	2	講義		2		教職必修 (小)
	臨床心理学特論	1	演習		2		教職選択
	人間生物学特論	2	講義		2		
	国際教育社会特論	2	講義		2		教職選択
教育・保育の 計画・指導法	教育課程特論	1	講義		1	20	教職必修 (小)
	保育課程特論	1	講義		1		教職必修 (幼)
	国語科教育法特論	2	講義		2		教職必修 (小)
	社会科教育法特論	1	講義		2		教職必修 (小)
	算数科教育法特論	1	講義		2		教職選択 (小)
	理科教育法特論	1	講義		2		教職選択 (小)
	図画工作科教育法特論	2	講義		2		教職選択 (小)
	体育科教育法特論	1	講義		2		教職必修 (小)
	児童文化論	2	講義		2		
	保育内容特論(健康)	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容特論(人間関係)	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容特論(環境)	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容特論(言葉)	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容特論(造形表現)	2	演習		1		教職必修 (幼)
	保育内容特論(身体表現)	1	演習		1		教職必修 (幼)
	障害児保育特論	1	演習		2		
	乳児保育特論	2	演習		2		
	道德教育特論	1	講義		1		教職必修 (小)
	総合的な学習の時間の指導法特論	1	講義		2		教職必修 (小)
	小児保健学特論	2	講義		2		
教育・福祉の 相談・援助	家庭問題特論Ⅰ	1	講義	2		6	
	家庭問題特論Ⅱ	2	講義	2			
	教育相談	2	講義		2		教職必修
教 科	国語科概論	1	講義		2	6	教職必修 (小)
	社会科概論	2	講義		2		教職必修 (小)
	算数科概論	2	講義		2		教職選択 (小)
	理科概論	2	講義		2		教職選択 (小)
	生活科概論	1	演習		2		教職必修 (小)
	音楽科概論	1	演習		2		教職必修 (小)
	子どもと健康特論	1	演習		1		教職必修 (幼)
	子どもと人間関係特論	2	演習		1		教職必修 (幼)
	子どもと環境特論	2	演習		1		教職必修 (幼)
	子どもと言葉特論	2	演習		1		教職必修 (幼)
	子どもと表現特論	1	演習		1		教職必修 (幼)

区分	授業科目	年次	形態	単位数		卒業要件 単位数	備考
				必修	選択		
実習・研修	現場研修Ⅰ	1	実習	6		6	
	現場研修Ⅱ	2	実習		2		
	児童相談所実習	2	実習		1		
研究	実践研究	1	演習	4		10	
	教育研究法	1	演習	2			
	修了研究	2	演習	4			
合計				26	65	64	

別表Ⅱ（第29条、第30条、第48条関係：学費等納入金及び入学検定料）

〔食物栄養科〕

(単位：円)

入学年度 項目 納期	2026 年度入学生			2025 年度入学生		
	一括	前期	後期	一括	前期	後期
△入学金	200,000 円	200,000 円	0 円	200,000 円	200,000 円	0 円
授業料	660,000 円	330,000 円	330,000 円	660,000 円	330,000 円	330,000 円
教育充実費	300,000 円	150,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円	150,000 円
実験実習費	100,000 円	50,000 円	50,000 円	100,000 円	50,000 円	50,000 円
計	1,260,000 円	730,000 円	530,000 円	1,260,000 円	730,000 円	530,000 円

(注) △は入学年度のみ

項 目	入試年度	2026 年度入試	2025 年度入試
入学検定料		30,000 円	30,000 円

〔保育科〕

(単位：円)

入学年度 項目 納期	2026 年度入学生			2025 年度入学生		
	一括	前期	後期	一括	前期	後期
△入学金	200,000 円	200,000 円	0 円	200,000 円	200,000 円	0 円
授業料	660,000 円	330,000 円	330,000 円	660,000 円	330,000 円	330,000 円
教育充実費	300,000 円	150,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円	150,000 円
実験実習費	80,000 円	40,000 円	40,000 円	80,000 円	40,000 円	40,000 円
計	1,240,000 円	720,000 円	520,000 円	1,240,000 円	720,000 円	520,000 円

(注) △は入学年度のみ

項 目	入試年度	2026 年度入試	2025 年度入試
入学検定料		30,000 円	30,000 円

〔専攻科 保育専攻〕

(単位：円)

入学年度 項目 納期	2026 年度入学生			2025 年度入学生		
	一括	前期	後期	一括	前期	後期
△入学金	100,000 円	100,000 円	0 円	100,000 円	100,000 円	0 円
授業料	660,000 円	330,000 円	330,000 円	660,000 円	330,000 円	330,000 円
教育充実費	300,000 円	150,000 円	150,000 円	300,000 円	150,000 円	150,000 円
実験実習費	80,000 円	40,000 円	40,000 円	80,000 円	40,000 円	40,000 円
計	1,140,000 円	620,000 円	520,000 円	1,140,000 円	620,000 円	520,000 円

(注) △は入学年度のみ

項 目	入試年度	2026 年度入試	2025 年度入試
入学検定料		30,000 円	30,000 円